

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成23年9月28日(水)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

井上雅雄委員, 小川育央委員, 瀬戸啓子委員, 田野洋一郎委員, 曳野富士夫委員, 広岡尚弥委員, 藤田健三委員, 松下浩明委員, 水田美由紀委員, 山下裕之委員

2 説明者

柳沢恒夫首席家裁調査官

佐藤文俊次席家庭裁判所調査官

織田三郎主任家庭裁判所調査官

3 オブザーバー

劔持誠事務局長

渡邊美恵子首席書記官

第4 議事の要旨

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 委員長に藤田健三委員を選出, 委員長により副委員長として小川育央委員を指名

3 意見交換

「児童虐待の現状と家庭裁判所の役割について」をテーマに意見交換を行った(別添の資料に基づく説明後の, 委員の発言の要旨は別紙のとおり)。

4 次回の開催日時等

今回は, 平成23年11月21日(月)午後3時に開催する。

次回のテーマは遺産分割に関するものとする。

(別紙)

意見交換における発言要旨

(委員長, 委員(委員長を除く。), 説明者)

児童自立支援施設の者として, 施設の現状から少しお話しする。

児童福祉法の改正により, 平成10年以降, 児童自立支援施設には非行要因以外の児童が私どもの施設に入ってきており, この入所が増えてきている。在籍児童のうち, 成育歴上, 何らかの虐待を経験したという児童が7割近くを占めているのが現状である。非行をして入所している児童について, その生育歴を調査すると, 非行行動を呈するまでに虐待を経験している児童が多くを占めているということもある。

また, 児童養護施設だけではなく, 児童自立支援施設にも28条事件の申立てにより, 家庭裁判所の承認で入所措置に至った事例もある。

児童相談所の現状についても, 少しお話しする。統計的に見ると, 平成15年, この年に岡山県下の児童相談所が取り扱った新規のケースが610件あった。この平成15年というのは, 岡山県が児童虐待防止専門本部を立ち上げ, 各児童相談所に虐待対応の専門チームである子ども救援隊を配置し, さらに保健師を配置し, 対応を強化した年である。昨年度がどうだったかと申し上げますと, 岡山市の児童相談所を含め, 県下全体で1,069件ということで, 随分増えているのが現状である。

県の児童相談所における虐待対応の中身は, 平成22年度で見ると, ネグレクトが69.2%であった。次に多いのが身体的虐待で15.5%, 心理的虐待が13.7%, 性的虐待が2.6%となっている。身体の虐待者は, 実母が74.3%となっている。

相談の経路については, 平成22年度では, 市町村から児童相談所へというのが一番多く, 30.6%である。その他, 学校, 保育所等, それから家族から, といった経路である。

対応の状況は, 通告を受けたケースのうち, 施設入所に至った事例は14.3%である。その中には, 28条の申立てを行い, 承認されたケースも入っている。

このような児童相談所の職員の現状をまず関係の皆様方には御理解いただき, 御協力いただければと思う。

学校関係者として, 年に1回程度は, 虐待に関する事例を扱う。

その中で、担任と保護者の関わり、家庭のしつけが十分でないと言わざるを得ない状況が非常に多くなってきた。保護者の要望が多岐にわたり、非常に苦慮している状態である。少し言っただけで、子供に非常に執着を持つ人、それからその方が孤立の意識があることもあり、家庭訪問がなかなかできない、入れてもらえないということで、非常に悩んでいる。保護者のしつけ指導、子育て指導がなかなか難しい現状にあるということと、地域の見守り隊というものをしっかりしていけないといけないのではないかという思いがある。

その外、問題となるのが、転校してくる子どもの情報である。それまで全く情報が入っていなかったところ、児童相談所から突然、今までにこういうことがあったと連絡があり、驚く次第で、もう少し早くしっかり教えてほしいという部分がある。守秘義務もあると思われるが、何かシステムのようなものがあればと思っている。

最後に話された情報の継続というところを、少し補足していただきたい。

学区の小学校から中学校に上がってくる場合は、非常に細かい連絡会を行い、もちろん守秘義務はあるが、情報を伝え合い、同じ思いで子供たちを見守っていけるが、転校生の場合、なかなかそういう伝達がなく、前の学校で人間関係のトラブルがあったというようなことを、何か月も経った後に連絡を受ける、空白の時間がある。

最後の守秘義務のところなど、何か意見等あるか。

児童相談所間では、転校、転居する場合には、その先の児童相談所に情報を伝え、引き継いでいくということもする。守秘義務の範囲内で、児童相談所を通してだけでなく、例えば主任児童委員や児童委員も交えて、地域ネットワークの中でも引き継ぐケースもあると思う。ただ一部不十分な点があるのかもしれない。

守秘義務に関して、司法関係者で意見はないか。

法的にどうかということについて言えば、虐待防止にかかわる関係機関で、それぞれの職種が守秘義務を守っている範囲で、見守り体制を組むというのは今行われているし、その範囲で対応することは守秘義務違反にはならないと考える。

親からの虐待があっても、子供はなかなか家庭から出られない、そうした場合に、学校の中でのかかわりが重要で、転校後の学校と連携をとって見守っているということは、何件かお見受けしている。

また、民生委員とか、地域の近所の方々との関係では、虐待については容易に関わりを持つことができないという感じは受けている。

それと、私どもが行っている青年期の子供のセンターに来る女性の中で、性被害を受けて来られる方の割合は圧倒的に高く、自立をしようとしたときに、なかなか体が出ていかなくなっているケースが多々ある現状にある。

最高裁のホームページを見ると、事件総数は2010年が237件だったが、その中には「7カ月以上」手続に時間がかかったものもある。どうしてそれだけ時間がかかるのか、例えば、家裁調査官による調査が関係するのか、とか、素朴な疑問として質問したい。

28条の事件は緊急性のある事件がほとんどだという認識は家裁調査官も等しく承知している。そのことを最初に申し上げたい。

岡山家裁の平成22年の本庁の件数は、28条1項の事件が5件であった。その5件の平均審理期間は2か月あまりである。岡山家裁の取扱いとして、28条事件は緊急性を要する事件だということを前提に、できるだけ審理を迅速にするために、早期に審問期日を開くとか、家裁調査官の調査も迅速に行うといった内部の申し合わせをしておき、その結果として、2か月と少しの期間で処理できていることを報告させていただく。

28条事件に関しては難しいことも多いのだろうと思っているが、認識を新たにしたい。

精神科医の立場で、発言させていただく。

子どもに対する児童虐待で、親が精神障害だったのではないかという話が出てくることがしばしばある。実は我々も患者と出会ったときに、この母親はちゃんと物事を理解できているのかと、少し疑問になることがある。それから、虐待にあっている子どもに様々な症状が出てきて、大変だという状況がある。

そうした中、岡山県精神科医会という、岡山県の精神科の医師がほとんど全員登録している会があるが、その中に、何年も前から、虐待関係の研究会的なものを作り、事例検討会を週に2回ぐらいずつ行っていこうという話をしている。

今までに取り上げた事例のひとつは、いわゆるネグレクトに近いものである。あと、統合失調症の方だが、統合失調症の方は、子どもに身体的な虐待を加えるということはありません。大体は子供を家から外に出さない、子どもが外で大変恐ろしい目に遭う、学校でいじめ

られているという、妄想のもとで子供を学校にやらないということが多い。当の親が、身体的にけがをさせることはおそくないと思う。きちんと育てていけるかどうかということと、妄想の中でいわゆる社会的な生活体験をさせないで生きている、という事例がある。

学校に行かせない子どもの事例は本当に難しく、学校の先生が訪問したりするが、なかなかうまくいかない。最終的に、親子分離入院に至るといったケースも、最近幾つかあった。

そのときは、確か28条が病院から申請されたと思う。一応親子分離せざるを得ない、一緒に生活していると、また同じような状況になるだろうということである。

その外にも、やはり統合失調症の母親で、子育てが余り上手くないという方が結構いる。子どもに対してひどい仕打ちなどはしていない、愛情はあるけれども、家事能力がないということで、きちんとした食事をとることができていない、あまりに汚い格好をしているというケースもある。

なお、守秘義務のことはなかなか難しいが、通告者は保護されるといったことを含めて、何らかのアンケートなどを行っておこうという話をしている。

以上、精神科医会の動きということで、報告させていただいた。

守秘義務に関わる情報を開示するときに、どういうことが問題になるかは様々なので、なかなか議論しにくいところだと思う。

守秘義務に関することであれば、通報することによって、家族との関係が悪くなったりしないかなということへの心配がある。

また、第三者から、情報の開示を求められる場合があるが、その場合にどこまで教えていいのだろうかなど、何か集まりがあると、よく議論になる。

ここまでの議論を聞いて、裁判所の方で、何か発言があるか。

この家裁委員会の趣旨からも、ぜひ、裁判所に対する意見、提言をいただきたい。

再統合という話があり、丁寧な説明、対応をしていただけているのだと理解しているが、児童相談所が申立てをした場合に、ときに、児童相談所の職員と保護者を同時に同じ場で審問することがある。その後の再統合という作業がかなり難しいものであるので、一層の配慮をこれからもいただきたい。

もう一つ申し上げますと、児童相談所の職員の心理的な側面への配慮も重ねてお願いしたい。

今申し上げた審問の場面で、保護者と児童相談所の職員が対面して話をしなければいけない場合、それまでの対応の過程で、かなりいろいろなことが起こっている。児童相談所の職員、過去には専門チームである子ども救援隊の職員が告訴され、書類送検されたというケースもあった。そういう中で、かなり激しい攻撃等が再行われるケースも実際にある。そういう職員が、家庭裁判所側からの事前連絡等もないままに、審問の場でいきなり保護者と対面するというようなケースは、職員にとっても本当にたまらない状態になる。心理的外傷体験を抱えている職員もいるので、その辺りへの配慮もいただければありがたい。

それから、かねてから議論のある「保護者への指導」についてである。承認するときに、できれば一言、保護者に対して、児童相談所の指導や支援に応じるように、話し合いに応じるように、ということを少しでも伝えていただければ、大変ありがたい。

家庭裁判所の役割ということ言えば、今、少年保護事件で、非行関連の事件の加害者にも被害者にも家庭内等で虐待を受けている子供が少なくないと思う。抽象的だが、その辺りへの配慮をお願いしたい。

素朴な質問だが、家庭裁判所による保護者への直接指導が法改正で見送りになった。なぜ見送りになったのだろうか。

司法と行政の役割の違いということだったと思う。役割分担の中で、今すぐにそれを取り上げるのが難しいということで今回は見送られた、ただし、附帯決議において、今後創設を検討するように取り組みをしていくことがうたわれている。

直接指導というのは、大体どのような内容を想定しているのか。

児童相談所の指導によく従うように、とか、家庭復帰に向けて保護者として努力していただくように、というのを間接的ではなく、裁判所が直接指導するというものである。

いろいろと知恵を拝借したいと思うが、例えば、28条で施設入所になったケースで2年が経過し、その直前に保護者が同意した。しかし、その後、なかなか保護者が協力的でなく、態度を硬化させているケースを、どのように考えればいいのか。また更に申立てをしていくのがいいのか、悩んでいることがあるので、もしいい考えがあればと思い、発言した。

裁判所の立場で、こういうふうにしたらいいとか、できますということはなかなか申し上げにくいですが、相談してもらおうというのにはできるかと思う。

難しい例があれば、児童相談所から弁護士の方に連絡するという部分もあるかと思う。

連携の機会、場として、どういうものがあるのか、改めてお尋ねしたい。

我々は、先ほど申し上げた事例検討会である。

先ほどの守秘義務のこととも関連するが、1つの機関が情報を持っていて、他の機関が分からないというのが一番問題だということで、その辺の連携を深めるため児童福祉法が改正され、平成16年から会議を持つということになった。守秘義務を課して、全部情報公開しようということにしている。岡山県でも始まり、岡山市も今年から行っている。そこで、事例に基づいた協議をしている。

特に児童関係の関係機関の連携の場が少ないというのは、非常に問題だと感じている。個別に取り組んで、それぞれが悩みを抱えている状態が続いていることは、とても不幸だと思う。高齢者、障害者分野と異なり、児童の関係は横のつながりが弱いというところがあり、何らかの安心していける形ができればいいと思っている。そういう会があれば、ぜひ裁判所にも参加していただき、岡山を挙げて児童虐待防止に取り組んでいけたらいいのではないかと思う。

確か、児童虐待防止研究会という、月に1回程度、福祉関係者など、何人が集まってテーマを決めて話し合いをする会をやっている。

そういうところに裁判所もできるだけという話があるが、裁判所が個々の課題にどこまで入っていけるのかと思う。

研究会の場合であれば、組織の代表という立場ではなく、個人で参加して、個人の意見を個人の体験として話すという形ではある。我々のところでも、基本的にはそうである。

裁判所の者がそういった研究会に出席し、事例研究を行っているということを保護者が知ったときに、裁判所の判断に対して何を思うか。そういった悩みもあるということを知っていただきたい。

なかなか難しい面もあるとは思いますが、例えば、地域を挙げての運動、子育て支援、非常に子育てに困っている、あるいはストレスを感じている方々をサポートする体制を地域でこういう感じで作っていきこうという組織に対しては、裁判所にも協力できる形もあり得るのではないだろうか。

家裁調査官で、何かあれば、一言お願いしたい。

裁判所も限界があり、行動連携、防止のために我々が一緒に動く行動の連携となると、裁判所の限界を超えているという感じがする。そういった意味で、裁判所の役割を説明したり、窓口を紹介したりするということはあると思うが、限界の中の協力ということを御理解賜りたい。

熱心に御討議いただきましてありがとうございました。

意見交換につきましては、このくらいで終わらせていただきたいと思います。